

平成29年度

山梨の労働行政

山梨労働局行政運営方針のあらまし



〈目 次〉

平成29年度山梨労働局の取組	02	職業安定部署の取組	13
「やまなし働き方改革」の意味	03	職業安定部署の取組(職業能力開発行政の推進)	16
「やまなし働き方改革」の推進	04	労働保険の適正な運営のために	17
雇用均等部署の取組	06	個別労働紛争の早期解決のために	18
労働基準部署の取組	09	労働相談窓口のご案内	19
雇用をめぐる動向・最近の雇用情勢	12	山梨労働局の組織と所掌事務	20

山 梨 労 働 局

平成29年度山梨労働局の取組

山梨労働局は、地域における総合労働行政機関としての機能を発揮し、働く意欲を有するすべての人たちが、その意欲や能力を十分に発揮できる就業を実現するとともに、仕事と生活の調和を図り、安心して働くことができる良質な労働環境を整備し、安全で健康に働くことができる職場づくりに取り組んでいきます。

山梨労働局では、昨年度「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「女性の活躍推進」及び「働き方改革」など私どもが担う業務のうち、相互に関連する業務を一体として実施し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政を展開することを目的として組織の見直しを行い、「雇用環境・均等室」を設置しました。

また、これにより労働問題に関するあらゆる分野の相談について総合労働相談コーナーにおいてワンストップで受け付けるなど一体的取組を進めてまいりました。

山梨労働局は、地域や国民の皆さまからの期待に応えるために、雇用環境・均等行政、労働基準行政、職業安定行政、職業能力開発行政の相互連携の下、職員一丸となって情勢に対応した取組を推進し、さらに、山梨県等の地方自治体や県下の労使団体等との連携を図りながら効果的・効率的な行政運営に努めることを基本姿勢とし、以下の課題に対し、山梨の労働行政を進めてまいります。

〈平成29年度山梨県における労働行政の課題〉

「やまなし働き方改革」の推進

- ・労働者が安心して働くことができる職場環境の整備
- ・すべての人たちの多様な働き方の実現による人材確保対策の推進

「やまなし働き方改革」の意味

人口は社会経済における最も基本的かつ重要な指標ですが、山梨県の人口は平成12年に89.3万人のピークを迎え、その後減少傾向が続いています。平成29年1月には、推定人口が82.9万人と83万人を割り込みました。県内の労働力人口のモデル推計値も15年間で約8%減少しています。

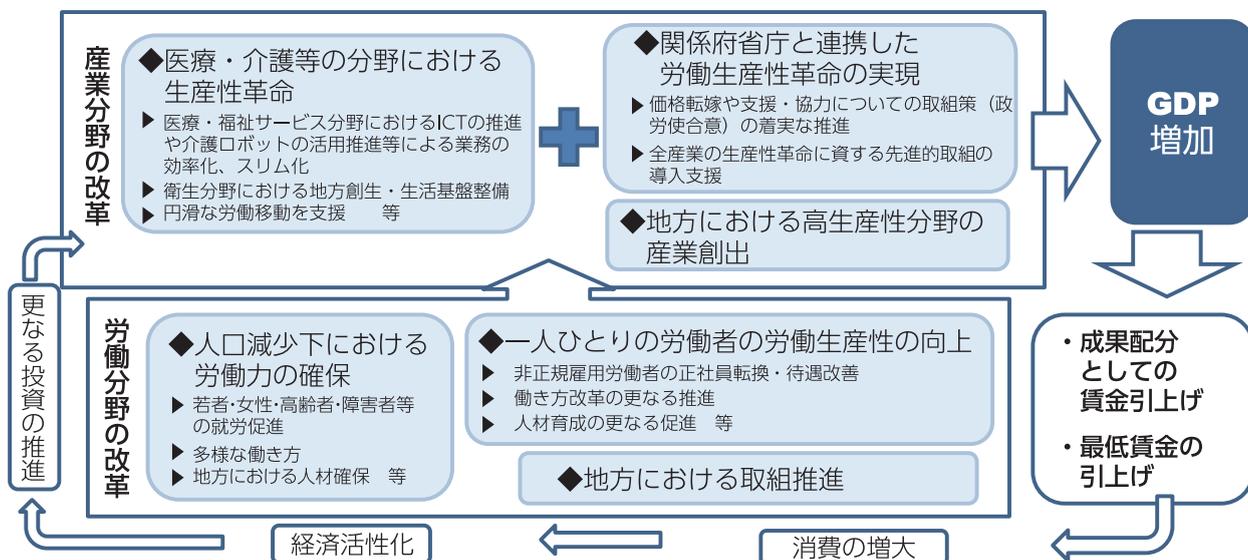
また、人口の減少とともに本県では高齢化も全国の平均に先行して進行しています。一般的に少子高齢化に伴う就業者数の大幅な減少は、経済的負担を社会にもたらすとされ、経済成長の制約要因となりうるとともに、社会保障の観点からもマイナスの影響が懸念されます。

一方で、労働者一人当たりの年間総労働時間は、全国平均を上回り、年次有給休暇の取得率は約50%と「2020年までに70%」とする「新成長戦略」(平成22年閣議決定)における目標と大きな乖離があります。

少子高齢化は、日本全体が抱える構造的な問題ですが、産業分野と労働分野が一体となって新たな産業を創出し、労働力を確保し、労働生産性を向上させていくことが、「希望を生み出す強い経済」の実現につながると考えられています。

女性や高齢者、障害者を含むすべての人が安心して、生きがいを持って充実した生活を送ることが出来るように「柔軟で多様な働き方」を実現し、安心して働くことができる雇用環境を実現することが「働き方改革」の最大の目的です。

「働き方改革」は、人口減少社会において、人材と技術というわが国が抱える最大の宝を生かすための戦略であると同時に本県経済を活性化させることができる施策であり、今、まさに社会の発想や制度を大きく転換する必要があるのです。



*『「一億総活躍」社会の実現に向けた厚生労働省の考え方』より

「やまなし働き方改革」の推進

1 過重労働の解消、過労死等防止対策の推進

月80時間超の時間外労働が疑われるすべての事業場や過重労働を原因として労災請求が行われた事業場のすべてに対して監督指導を徹底します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の説明や「過労死等防止対策推進シンポジウム」への参加を促すなど過重労働の解消に向けた気運の醸成を図ります。

山梨会場
過労死等防止対策推進シンポジウム

山梨 平成28年11月27日(日) 13:30~16:30 (受付13:00~) 山梨県地場産業センター (かいてらす) 山梨県甲府市東元町3-13-25

プログラム

13:30~ 【開会のあいさつ】 厚生労働大臣の秘書 堀内 昭子
13:40~ 【基調講演】
「山梨県での過労死第1号の労災認定と長時間過密労働の現状と実態」
川人 博 弁護士

15:00~ 休憩
15:10~ 【パネルディスカッション】
「長時間過密労働と過労死の現状を考える」
パネリスト： 西宮 豊 氏 (労労ユニオン)
三浦 けいこ 氏 (医労連・看護連)
長田 善紀 氏 (県政研)
深澤 佳人 氏 (産業の会)
助言者： 川人 博 弁護士
まとめ： 高永 弘 氏 (社会保険労務士 (労務相談と電))

15:25~ 【閉会のあいさつ】
働くもののいのちと健康を守る山梨県センター 理事長 佐藤 均

主催：厚生労働省
後援：山梨県、山梨過労死と労災問題を考える会、過労死家族の会、過労死弁護団(山梨県支部)、働くもののいのちと健康を守る山梨県センター
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

2 女性活躍の推進

企業における女性活躍推進取組の実効性を高めるため、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている301人以上の企業について、策定された行動計画の進捗状況に留意し、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、法に基づく取組の実効性確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」において、自社の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表するよう促します。

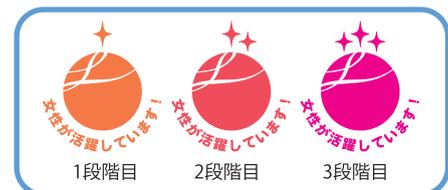
また、多くの企業がえるぼし認定を目指すよう、認定制度について、公共調達の際加点点評価されること等認定のメリットも含め広く周知するとともに、認定申請に向けた取組促進を図ります。

企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベース

女性の活躍推進企業 データベース

女性の活躍推進企業データベース 検索

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>



認定マーク「えるぼし」

3 非正規雇用労働者の雇用の安定に係る取組の推進

●山梨県の非正規雇用労働者の現状

本県の非正規雇用労働者の割合は、「就業構造基本統計調査(2012)」によれば、全雇用者に対して39.5%と前回調査（2007年36.4%）より上昇し、都道府県別では、全国第9位の高い水準となっています。

また、非正規雇用労働者の内訳をみると、女性が全体の約7割を占め、その実数は、本県の女性雇用労働者の実に過半数（51.1%）となっていることが特徴的です。

●非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進

非正規雇用労働者は、雇用が不安定であること、賃金が低いなど労働者が直接的な問題を抱えているとともに年金制度などの社会保障の観点からも労働政策の対象として位置づける必要性があります。労働政策研究・研修機構のレポートによれば、経済情勢やその見通しが好転とともに労働力供給の減少見通しなどにより非正規から正社員への転換の流れが始まっているとの見方もあり、行政は現在の情勢と気運を的確に判断し非正規雇用労働者個々のケースに適応した施策を展開する必要があります。

また、様々な働き方を支援するという意味では、同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進も併せて行わなければなりません。

- 「山梨正社員転換・待遇改善実現地域プラン(平成28年10月26日改正)」に基づき、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図ることが重要であるため次の最重点施策を行います。

- 1 県内の実状を踏まえて具体的な施策や数値目標を盛り込んだ「地域プラン」に基づき、地方公共団体など関係機関と積極的な連携を図りながら、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の着実な実施に努めていきます。
- 2 同一労働同一賃金の実現に向けて「山梨非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用した非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。

28.10.26正社員転換・待遇改善実現本部（山梨労働局）

山梨県正社員転換・待遇改善実現地域プランの見直しについて

①正社員転換等

- ①ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 ●28,500人【H28～32年度累計】（平成27年度実績 5,807人）
- ②ハローワークによる正社員求人数 ●105,000人【H28～32年度累計】（平成27年度実績 20,939人）
- ③新規大学卒業者の正社員就職の割合 ●95.0%（平成28年3月卒業実績 93.7%）
- ④新規高校卒業者の正社員就職の割合 ●96.0%（平成28年3月卒業実績 93.3%）
- ⑤ジョブカードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率 ●80.0%（平成27年度実績 78.9%）
- ⑥紹介予定派遣の増加 ●全事業所の15%（平成26年度実績 10.0%）
- ⑦キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数 ●500人【H28～32年度累計】（平成27年度実績 107人）
- ⑧学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率（追加） ●93%（平成27年度：92.5%）（県産業人材育成課）
- ⑨事業所訪問による短時間正社員制度の周知を行った件数（追加） ●600件【H28～32年度累計】（平成27年度実績：134件）

②待遇改善

- ①ユースエール認定企業の数【平成28年度目標値3社】
- ②均等・均衡待遇等に取り組み、「パートタイム労働者活躍企業宣言」を行った企業数【平成28年度目標値2社】

雇用均等部署の取組

男女がともに能力を発揮でき、安心して働ける職場づくりのために

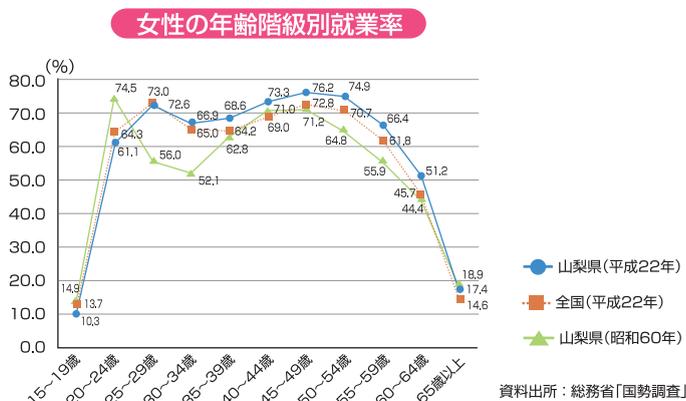
労働者が性別により差別されることなく、能力を十分発揮できる雇用環境を実現するために女性の活躍を推進し、男女の均等な機会及び待遇の確保、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための環境整備やパートタイム労働者の待遇の改善等に取り組みます。

1 仕事と家庭の両立支援対策の推進

●改正育児・介護休業法の確実な履行

第1子出産後の女性の継続就業率は、正社員に比べパート・派遣などの非正規社員が大きく下回っているため、育児・介護休業法の改正により平成29年1月1日から有期契約労働者の育児休業等の取得要件が緩和されました。特に、労働者からの相談が多い業種や有期契約労働者が多く雇用されている業種などを対象に、改正内容を含めた育児・介護休業法の確実な履行確保を図ります。

また、育児・介護休業法の改正により、介護休業の分割取得等が可能になったことから、介護休業・休暇を始めとした制度を活用し、介護を行う労働者が就業を継続できるよう制度の周知を行います。さらに、介護離職が多い業種・企業などを対象に、介護休業制度等の規定が未整備の事業所に対しては改正育児・介護休業法の内容に沿った規定整備を促します。



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク「トモニン」

●両立支援に取り組む事業主に対する支援

仕事と家庭の両立を図りやすくするため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」、「テレワーク活用の好事例集」、「仕事と介護の両立支援対応モデル」、「介護支援プラン」モデル等の周知を図ります。また、育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金の活用を促進します。



厚生労働省 女性の活躍・両立支援総合サイト

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>



●次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業における一般事業主行動計画の策定・届出及びくるみん、プラチナくるみん認定取得への取組の更なる促進を図ります。



次世代認定マーク
くるみん



プラチナくるみん

2 男女雇用機会均等確保対策の推進

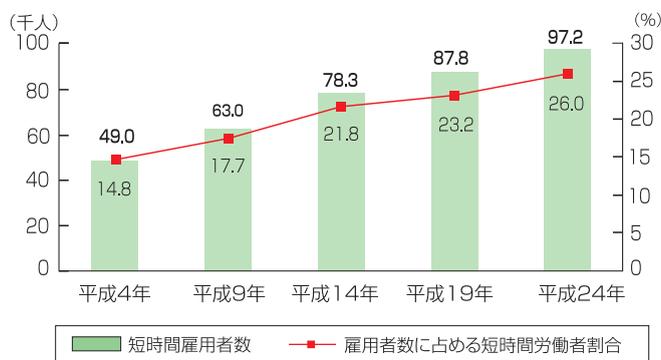
労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重され充実した職業生活を営むことができるようにすることは、就業意欲を支える基本となるため、積極的な指導等により関係法令の履行確保に取り組みます。労働者から相談が寄せられた場合には、問題の把握を十分に行うとともに、相談者のニーズに応じ適切な対応を行います。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

パートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員との比較により一層の均等・均衡待遇の確保を図るとともに、一人ひとりの納得性の向上が図られるよう、法の履行確保を図ります。

また、「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」や「パート労働者活躍推進企業宣言」、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」受賞企業の取組事例集の活用等により、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた事業主の自主的かつ積極的な取組を促進します。

山梨県の短時間雇用者数の推移



※短時間労働者はパート・アルバイト 資料出所：総務省「就業構造基本調査」

4 安心して働くことができる環境整備の推進

● 総合的ハラスメント対策の一体的実施

いわゆるマタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの職場におけるハラスメントについて、一体的に未然防止を図り、相談への迅速な対応を行います。

労働者が妊娠・出産、育児休業等により不利益取扱いを受けることがない就業環境の整備に向けて、事業主に対する説明会の開催等により関係法令の周知徹底を図ります。職場のパワーハラスメントの防止については、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等の活用により、予防・解決に関する周知を図ります。併せて、職場の妊娠・出産、育児休業に関するハラスメント防止及びセクシュアルハラスメント防止について、企業における実効ある対策の徹底を図るため、防止対策及び事後の適切な対応について指導を行います。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>



● 紛争解決の援助

妊娠・出産や育児休業取得等を理由とする解雇や雇止め等の不利益取扱い、パートタイム労働者の正社員への転換などに関する労使間の紛争に関しては、相談者のニーズに応じ、労働局長による援助や調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。職場のパワーハラスメントについては、労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんにより紛争の解決に努めます(※18ページ参照)。

● 無期転換ルールの普及

労働契約法の改正による無期転換申込権が平成30年4月から本格的に発生することから、事業主に対して周知を図るほか具体的な取組を促すとともに、労働者や労働者になろうとする者に対して、無期転換ポータルサイトや参考資料の活用による周知に取り組めます。

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。



無期転換サイト

検索

<http://muki.mhlw.go.jp/>

労働基準部署の取組

労働災害防止と労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

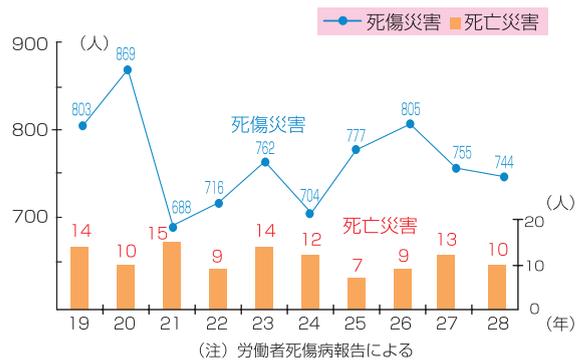
1 第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて

●労働災害を減少させるための重点業種対策

山梨第12次労働災害防止計画の達成に向けて、第三次産業については、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設を最重点業種として、多くの店舗施設を展開する企業等に対して本社・本部と連携して取組の促進を図り、その他の第三次産業に対しても、広く労働災害防止のための周知啓発を行います。

また、建設業はもとより、製造業、陸上貨物運送事業等を含め、転倒災害、交通労働災害や非正規労働者対策などのすべての業種に通じる対策及びリスクアセスメント等を始めとする安全衛生管理活動の促進を図り、安心して働ける職場環境の実現を図ります。

山梨県内の労働災害発生状況（休業4日以上）



●重篤な労働災害を減少させるための重点業種対策

死亡災害の減少のため、建設業における墜落・転落災害の防止対策、運輸交通業における交通労働災害防止対策及びチェーンソーによる伐木作業中の労働災害の防止対策の徹底を関係機関と連携し推進します。

また、交通労働災害は、運輸交通業に限らず、あらゆる業種で発生しているため、関係機関と協力した取組を図ります。

2 良質な労働条件の確保等

●働き過ぎ防止に向けた取組の推進

11月を「過重労働解消キャンペーン」として、集中的な監督指導を実施するほか、長時間労働の削減に積極的に取り組む企業（ベストプラクティス企業）を訪問して広く取組内容を紹介します。

また、キャンペーンの取組内容に関し、県・市町村とも積極的な協力・連携を図るとともに、これらの取組を周知・広報し、働き過ぎ防止の気運を高めます。



「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

ベストプラクティス企業訪問の様子



右側中央は（株）エノモト社長 武内延公氏 左側奥は能坂正徳前労働局長

●最低賃金制度の適切な運営

山梨県最低賃金及び特定最低賃金について、集中的・効果的な周知を徹底するとともに、その履行確保を図ります。

必ずチェック! 最低賃金		1時間	効力発生日
地域別	山 梨 県 最 低 賃 金	759円	H28.10.1
特 定	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	851円	H28.12.18
	自動車・同附属品製造業最低賃金	857円	H28.12.24

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

●治療と職業生活と両立支援に向けた対策

がんなどの長期にわたる療養が必要な疾病を抱えた労働者が、治療を終えて職場に復帰する際や、治療を行いながら就労を継続する際の治療と職業生活の両立支援の推進を図るため、山梨産業保健総合支援センター等と連携してあらゆる機会をとらえ、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を図るとともに、企業の体制整備や労働者の健康管理の推進について企業のトップ等に働きかけていきます。

また、地域の関係者（県衛生所管部局、医療機関、企業、労使団体、産業保健総合支援センター等）との協議会を立ち上げ、関係者による連携した両立支援の取組の促進を図ります。

●化学物質による健康障害防止対策

リスクアセスメントの実施や安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、保護具の選択等各種取扱い事項の周知・徹底を図り、有害物質へのばく露防止対策の徹底を図ります。

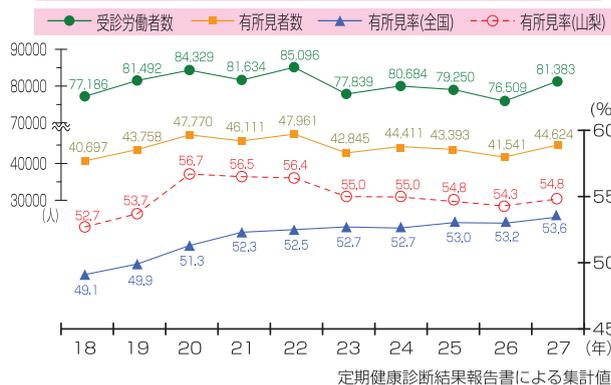
● 職場における産業保健対策

山梨産業保健総合支援センター及び山梨県内の各地域産業保健センターの周知と活用を奨励します。また、ストレスチェックの実施の徹底を図り、メンタルヘルス対策の取組の促進を図ります。

● その他の安全衛生対策

過重労働による健康障害防止対策、じん肺予防対策、受動喫煙防止対策及び自主的な安全衛生活動の促進対策を着実に推進します。

定期健康診断受診労働者数と有所見者数の推移



4 迅速・適正な労災補償をめざして

● 過労死等事案や石綿関連疾患に係る的確な労災認定と迅速・適正な処理について

労災保険給付の迅速・適正処理については、労災補償行政における最重点事項であり、認定基準等に基づく適正な決定に万全を期するとともに、標準処理期間内の事務処理確保に努めます。

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案などの過労死等事案については、初動調査の早期着手を徹底し、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を一層推進するとともに、労災補償担当部署から監督・安全衛生担当部署への情報提供を徹底します。

石綿関連疾患の労災請求については、がん診療連携拠点病院等へ、受診者の請求を促す依頼を行う等、周知に努めるとともに、被災労働者及び遺族に対しては迅速・適正な補償（救済）を行います。



リーフレット
「その病気、その症状は石綿(アスベスト)
が原因かもしれません」

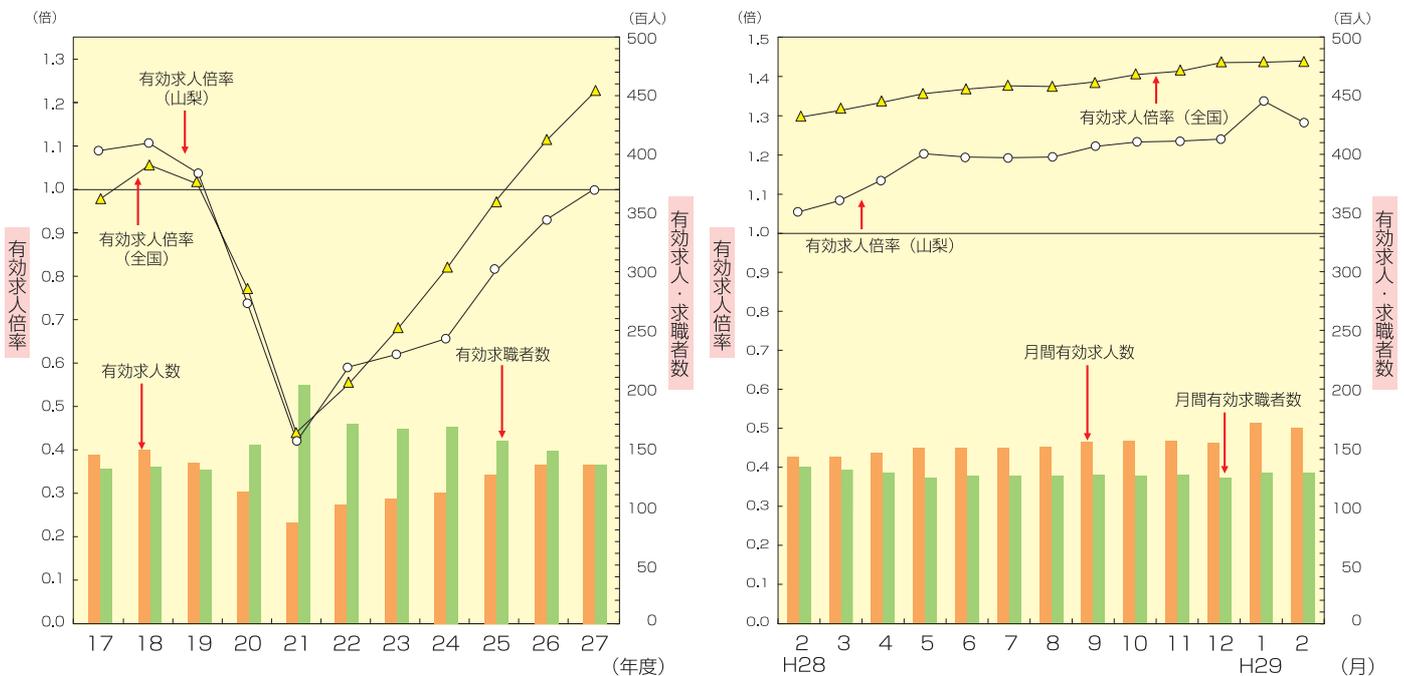
● マイナンバー制度に係る事務処理について

労災年金の給付に関する事務については、労災年金の請求書等にマイナンバーの記載が必要となることを周知するとともに、提出された請求書等に記入されているマイナンバーを含む個人情報の厳正な管理を徹底します。

雇用をめぐる動向・最近の雇用情勢

平成28年度の県内の雇用情勢は、本県の基幹産業である製造業において半導体やスマートフォン関連業種を中心に求人数に増加が見られ、宿泊業などの観光関連業種において外国人観光客の集客を見込んで堅調な状況が続いた。このような状況の下、山梨労働局・ハローワークでは、地域の労働市場の動向を的確に捉えて事業主、求職者支援を徹底し、女性・若者・高齢者等が安心して働くことができる社会の実現に向けて全力を挙げて取り組んでいきます。

山梨県の労働市場の動き



有効求人倍率 (年度平均)

年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
県	1.09	1.11	1.04	0.74	0.43	0.59	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00
全国	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23

月間有効求人倍率 (季節調整値)

	H28											H29	
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
県	1.05	1.08	1.13	1.20	1.19	1.19	1.19	1.22	1.23	1.23	1.24	1.33	1.28
全国	1.29	1.31	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.43	1.43	1.43	1.43

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
 2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、平成27年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
 3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。

職業安定部署の取組 労働環境の整備と多様な働き手の参画のために

1 安定所のセーフティネットとしての機能の強化

● 安定所のマッチング機能の強化

安定所のマッチング機能に関する業務については、労働局内の労働市場の特性を踏まえ重点的に取り組む業務や継続的な業務改善を実施していくため、数値目標を設定し、労働局と安定所で目標管理を行いマッチングを推進します。

● 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング機能の推進

求人票・求職票の完全記入等、基本業務の徹底を土台に、求職者に対する就職支援の更なる強化、求人者に対する充足支援の更なる強化を推進します。

求人受理に当たっては、求人内容の正確性、適法性の確保に努めます。

安定所が、その強みを活かし、「現場の力」を十分に発揮できるよう、職員ミーティング、安定所内外の研修等を通じ、職員等一人ひとりが、各施策の意義、必要性を十分理解し、共有できるようにします。特に、キャリアコンサルティング研修の推進等、職員の専門性の向上に努めます。

● 安定所のサービス改善・向上の周知

利用者本位のサービスを提供することによって、信頼感を高めます。

利用者満足度調査、定期的なサービス点検、主体的な創意工夫の推進等を通じ利用者の視点に立った窓口サービスの一層の改善・向上を図ります。

目標達成状況等を評価し、必要な業務改善をPDCAサイクルにより行うとともに、目標、進捗状況、評価結果及び業務改善の実施状況等を公表します。

ハローワークシステムにおける適切な個人情報の管理の徹底を図ります。

● 雇用保険制度の安定的運用

改正雇用保険法に基づき、①65歳以上の労働者への雇用保険の適用拡大、②65歳以上の労働者を教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象とすること等について、リーフレット等を活用し周知徹底を図ります。

不正受給を防止するために、受給資格者及び事業主等に対する雇用保険制度の一層の周知徹底と窓口指導の強化を図るとともに、各種届出書類の厳密な審査並びに就職先事業所に対する十分な調査確認及び指導に努めます。

2 女性・若者・高齢者・障害者等の多様な働き手の参画

●女性の活躍促進

◆女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の推進

児童を扶養する母子家庭の母等（父子家庭の父を含む。）について、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施します。

◆女性のライフステージに対応した活躍支援

マザーズコーナーにおいて、子育て中の女性等を対象に、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行います。

●若者の活躍促進

◆新卒者等への正社員就職の支援

「若者雇用促進法」に基づき、①新卒者の募集を行う企業による職場情報の提供、②安定所における一定の労働関係法令違反に係る求人の求人不受理、③若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）等について、事業主、大学のキャリアセンター、新卒者等への周知を図ります。



◆フリーター等の正社員就職の支援

フリーター等の正社員就職のための支援拠点であるわかもの支援コーナーにおいて、長期的にフリーターとなっている者等に対するセミナー等の開催、トライアル雇用奨励金の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供します。

●高齢者の活躍促進

◆企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部や地方公共団体と連携を図り、地域全体で高齢者雇用に関する機運の醸成を図るとともに、65歳超雇用推進助成金等、高齢者雇用に関する支援制度を積極的に活用します。

◆高齢者に対する再就職支援の強化

甲府及び富士吉田安定所に設置された「生涯現役支援窓口」の機能拡充を行い、特に65歳以上の高齢者求職者への再就職支援を強化します。

◆地域における就業機会の確保に向けた取組の充実

シルバー人材センターにおける就業機会拡大・会員拡大などの取組を支援することにより、高齢者のニーズに的確に対応した就業機会の安定的な確保・提供を図ることで、シルバー人材センターの活性化を図ります。

● 障害者、難病、がん患者等の活躍促進

◆ 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

安定所と地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行うチーム支援を実施するとともに、福祉施設等の地域の関係機関や企業と連携しつつ、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進します。

◆ 中小企業に重点を置いた支援策の実施

障害者と中小企業のマッチングを向上させるため、障害者を初めて雇用する中小企業に対する支援や、安定所による中小企業を主な対象とした就職面接会の実施などを行います。



◆ がん患者等への就職支援

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者について、甲府安定所に就職支援ナビゲーターを配置し、山梨県立中央病院及び市立甲府病院との連携の下、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。

● 外国人の雇用対策の推進

安定所において、外国人雇用状況届出制度の適切な運用の徹底を図るとともに、事業主に対する雇用管理の改善に係る指導を行います。

● 刑務所出所者等に対する就労支援の充実

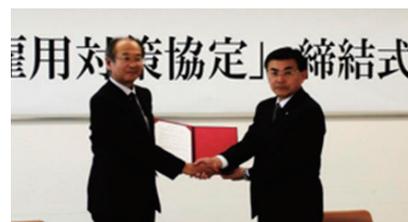
安定所と矯正施設・コレワーク・保護観察所等が連携して、刑務所出所者等に対する就労支援の充実・強化を図ります。

3 地方創生の推進・労働市場の整備等

● 地方創生の推進

◆ 地方自治体と一体的となった雇用対策の推進

地方自治体に対して、雇用対策協定締結の調整を進めるとともに、県内自治体との一体的実施事業を推進します。



協定を取り交わす、能坂正徳前労働局長(左)と、佐野和広南部町長(右)
平成29年3月15日、南部町役場 締結式会場

◆ 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

安定所と地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進します。

◆ 山梨県による産業政策と一体となった雇用創造の支援

山梨県が産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを促進し、安定的な正社員雇用の機会創出に向けた取組を推進します。

◆ UIJターンの推進

労働局・安定所において、地方自治体の取組とも連携しつつ、合同企業面接会等の開催やUIJターン求人の開拓・明確化を行います。

●外部労働市場の整備

◆求人・求職情報のオンライン提供

外部労働市場全体のマッチング機能の最大化を図るため、安定所の求人情報・求職情報をオンラインで民間職業紹介事業者や地方自治体等に提供します。

◆民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

民間や地方自治体による職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう、法制度の周知、指導監督又は技術的助言、許可申請・届出処理等を丁寧・適切に実施します。

職業安定部署の取組 職業能力開発行政の推進

●公的職業訓練の推進

◆公的職業訓練の周知・広報に係る取組の推進

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」について、山梨県や関係機関と連携の上、周知・広報に努め、公的職業訓練の認知度向上及び更なる活用促進を図ります。



◆地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開

山梨県地域訓練協議会の活用等により、求職者の動向や訓練ニーズを的確に把握し、公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を山梨県と連携して策定します。

◆障害者の職業能力開発の推進

山梨県や地域の関係機関等と連携し、適格な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めます。

●労働者の職業能力開発への支援

◆ジョブ・カードの活用促進

山梨県地域ジョブ・カード運営本部において策定した地域推進計画に基づき、山梨県を始めとした運営本部の構成員や関係機関との連携の下、より一層の着実な活用促進を図るとともに、好事例の把握・普及に努めます。

安定所を利用する求職者に対して、まとまった相談時間を確保して就職支援のための相談等を行う場合には、積極的にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行います。

◆若年無業者等の職業的自立支援

学校、サポステ等の関係機関と連携をより強化し、学校中退者等を始めとする若年無業者等への切れ目ない支援を行います。

◆企業の職業能力開発への支援

人材開発支援助成金及びキャリアアップ助成金について、引き続き活用促進のため効果的な周知に努めます。

労働保険の適正な運営のために

労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称で、原則として、労働者を一人でも雇用する事業場は加入・申告・納付の義務があります。

また、労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付、社会復帰促進、雇用安定・能力開発事業等を行う上での重要な財源として活用しています。

このため、なお一層制度の周知に努め、労働保険未手続事業の一掃、労働保険料等の適正な徴収に全力で取り組んでいきます。

●労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険の未手続事業を一掃するため、関係行政機関との連携強化や通報制度を活用し、労働保険未手続事業の積極的かつ的確な把握に努め、未手続事業場に対しては、訪問による加入勧奨等強力な手続指導を行います。

●労働保険料等の適正徴収等

労働保険料の収納率の向上は、適用徴収業務における重要課題であることから、前年度の収納率を上回るよう実効ある滞納整理や積極的な納付督促等に取り組みます。

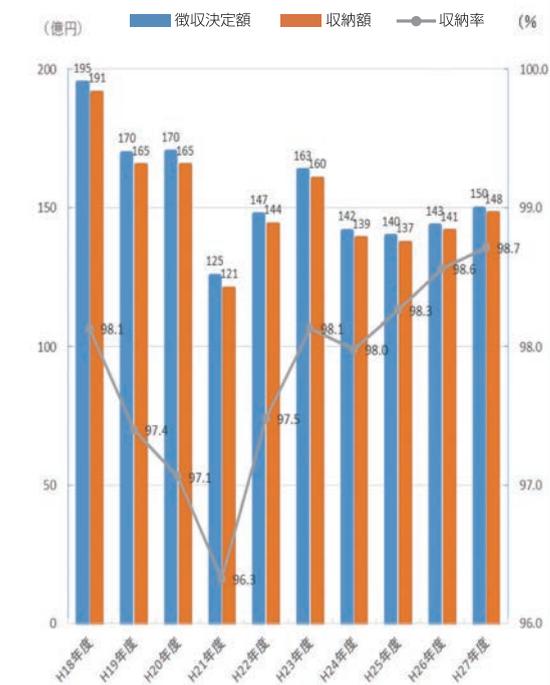
また、雇用保険の加入漏れが多いと見込まれる事業主等に対しては、計画的・効果的な算定基礎調査を実施します。

さらに、労働保険料等を納付していただく事業主の利便性を高めるため、電子申請の利用を勧奨するとともに、口座振替制度の利用拡大のため、事業主に対し、あらゆる機会をとらえて周知します。

●労働保険率(労災保険率及び雇用保険率)の周知徹底

平成29年4月1日現在の労働保険率について、各種事業主等説明会などあらゆる機会を活用し、事業主等への周知を徹底します。

労働保険料の徴収決定額・収納額・収納率の推移



個別労働紛争の早期解決のために

個々の労働者と事業主との間のトラブル(個別労働紛争)のうち、労働局においては、民事上の個別労働紛争に関して、円満な解決を図るため、簡易かつ迅速な解決援助サービスを提供します。

● 総合労働相談コーナーにおける情報提供

労働局雇用環境・均等室と甲府・都留・鵜沢労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーでは、労働問題に関する様々な相談に応じるとともに、各種情報を提供します。

● 労働局長による助言・指導

紛争当事者に対し、紛争の問題点の指摘や解決の方向を示唆することにより、個別労働紛争の自主的な解決を促進します。

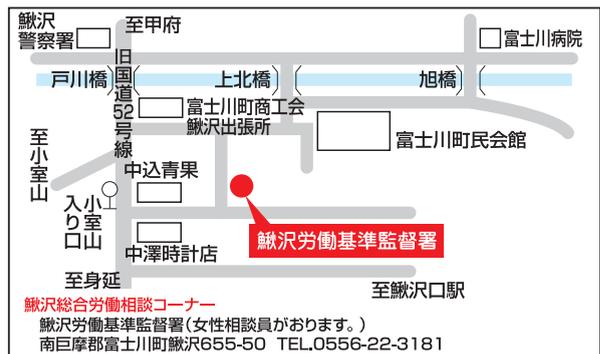
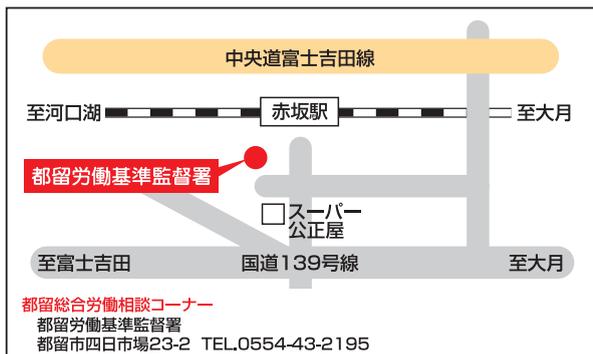
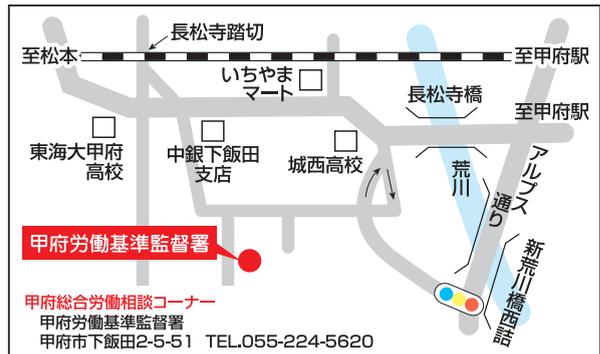
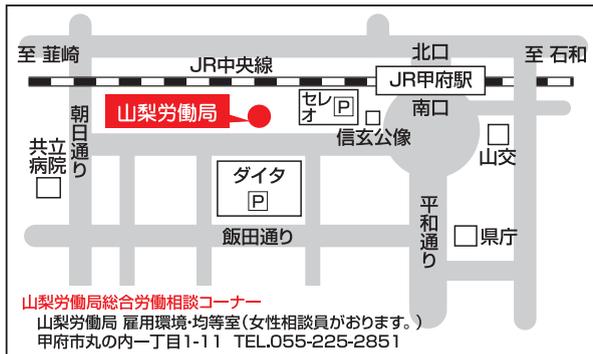
● 紛争調整委員会によるあっせん

紛争調整委員(公平・中立な学識経験者等)が紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即したあっせん案を提示するなどして紛争の解決に努めます。

個別労働紛争解決制度 利用状況の推移



● 山梨労働局管内の総合労働相談コーナーの所在地等



労働相談窓口のご案内

◎労働条件に関し疑問・問題が生じたとき

- 解雇予告、賃金・割増賃金不払い等の労働基準関係法令に関する相談 -----▶ 最寄りの労働基準監督署
- 家内労働法についての相談 -----▶ 最寄りの労働基準監督署
- 職場内のいじめ、労働条件引き下げ等に関する相談 -----▶ 労働局雇用環境・均等室又は最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー
- 個別労働紛争のあっせん、助言・指導に関する相談 -----▶ 労働局雇用環境・均等室又は最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー
- 職場での男女差別、妊娠解雇、セクハラ、パート労働等に関する相談 -----▶ 労働局雇用環境・均等室
- 賃金・退職金制度に関連する相談や資料の提供 -----▶ 労働局雇用環境・均等室

◎労働災害が発生したとき

- 再発防止対策等に関する相談 -----▶ 最寄りの労働基準監督署
- 労災保険の給付に関する相談 -----▶ 最寄りの労働基準監督署

◎就職活動をするとき

- 就職の相談 -----▶ 最寄りの公共職業安定所
- 雇用保険等の給付 -----▶ 最寄りの公共職業安定所

◎仕事と家庭の両立に関して相談したいとき

- 育児・介護休業等に関する相談(不利益取扱いを含む) -----▶ 労働局雇用環境・均等室
- 育児・介護休業関係の助成金の相談 -----▶ 労働局雇用環境・均等室
- 育児休業給付・介護休業給付の相談 -----▶ 最寄りの公共職業安定所

◎職業能力の開発・向上を図りたいとき

- 職業能力開発(自己啓発を含む)に関する相談 -----▶

山梨県産業人材育成課	(☎ 055-223-1567)
ポリテクセンター山梨	(☎ 055-242-3066)
(山梨職業能力開発促進センター)	
山梨県職業能力開発協会	(☎ 055-243-4916)
- ビジネス・キャリア制度に関する相談 -----▶ 山梨県職業能力開発協会 (☎ 055-243-4916)
- 公共職業能力開発施設への入校の相談 -----▶

山梨県産業人材育成課	(☎ 055-223-1567)
ポリテクセンター山梨	(☎ 055-242-3066)
(山梨職業能力開発促進センター)	
- 求職者支援制度に関する相談 -----▶ 労働局訓練室 (☎ 055-225-2861)

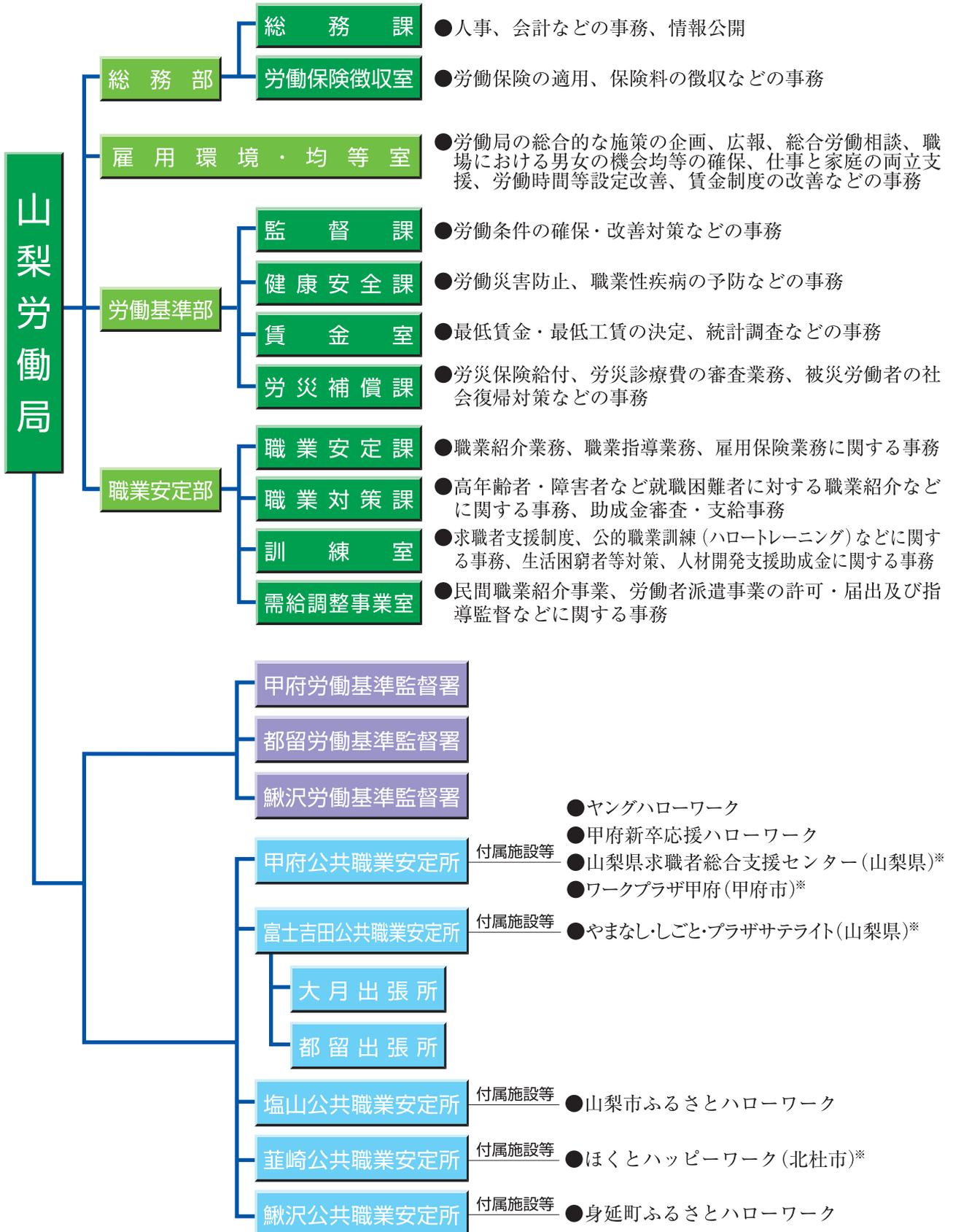
◎外国人の就労に関して相談したいとき

- 外国人労働者の求職相談(月・木はポルトガル語・スペイン語通訳がいます) -----▶ ヤングハローワーク内外国人雇用サービスコーナー
- 外国人の雇用管理に関する相談 -----▶ 最寄りの公共職業安定所
- 外国人労働者の労働条件に関する相談(火・水のみ。ポルトガル語・スペイン語) -----▶ 甲府労働基準監督署内外国人労働者相談コーナー
- 留学生及び専門的・技術的分野の外国人労働者の雇用に関する相談 -----▶ 東京外国人雇用サービスセンター(☎ 03-3588-8639)
- 民間企業による外国人に対する海外職業訓練について -----▶ (財)海外職業訓練協会(☎ 043-276-0211)
- 外国人研修生受入れ等に関する相談 -----▶ (財)国際研修協力機構(☎ 03-6430-1100)

◎労働保険(労災・雇用)の加入に関して相談したいとき

- 労災保険・雇用保険 -----▶ 労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

山梨労働局の組織と所掌事務



(注1) 山梨労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所の所在地、電話番号等については、最終面を参照して下さい。

(注2) *については、地方自治体との一体的実施事業の施設

山梨労働局 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-1 http://yamanashi- roudoukyoku.jsite. mhlw.go.jp	部署名		階	TEL	FAX
	総務部	総務課	3	055-225-2850	055-225-2780
		労働保険徴収室	1	055-225-2852	055-225-2782
	雇用環境均等室	相談	4	055-225-2851	055-225-2787
		助成金ほか	3	055-225-2859	055-225-2781
	労働基準部	監督課	2	055-225-2853	055-225-2783
		健康安全課		055-225-2855	055-225-2783
		賃金室		055-225-2854	055-225-2783
		労災補償課		055-225-2856	055-225-2784
	職業安定部	職業安定課	4	055-225-2857	055-225-2785
職業対策課		055-225-2858		055-225-2786	
訓練室		055-225-2861		055-225-2786	
需給調整事業室		055-225-2862		055-225-2785	
開示請求専用窓口		3	055-225-2878	—	

◎労働基準監督署

名称	郵便番号・所在地	電話番号／FAX	管轄区域
甲府労働基準監督署	〒400-8579 甲府市下飯田2-5-51	電話 055-224-5611 FAX 055-224-5618	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡、山梨市、甲州市
都留労働基準監督署	〒402-0005 都留市四日市場23-2	電話 0554-43-2195 FAX 0554-43-8786	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡
鵜沢労働基準監督署	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鵜沢655-50	電話 0556-22-3181 FAX 0556-22-5840	南巨摩郡、西八代郡

◎公共職業安定所(ハローワーク)

名称	郵便番号・所在地	電話番号／FAX	管轄区域
甲府公共職業安定所	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5	電話 055-232-6060 FAX 055-235-4186	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡
ヤングハローワーク 甲府新卒応援ハローワーク	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階	電話 055-221-8609 FAX 055-221-8629	
山梨県求職者総合支援センター	〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階	電話 055-226-8609 FAX 055-226-8618	
ワークプラザ甲府	〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1 甲府市役所2階	電話 055-222-8609 FAX 055-222-8611	
富士吉田公共職業安定所	〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	電話 0555-23-8609 FAX 0555-24-4019	富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
やまなし・しごと・プラザサテライト	〒403-0005 Q-STA3階 富士吉田市上吉田2-5-1	電話 0555-24-8609 FAX 0555-24-8610	
同所 大月出張所	〒401-0013 大月市大月3-2-17	電話 0554-22-8609 FAX 0554-23-3459	大月市、上野原市、北都留郡
同所 都留出張所	〒402-0051 都留市下谷3-7-31	電話 0554-43-5141 FAX 0554-43-4367	都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村
塩山公共職業安定所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾1777-1	電話 0553-33-8609 FAX 0553-33-9009	山梨市、甲州市
韮崎公共職業安定所	〒407-0015 韮崎市若宮1-10-41	電話 0551-22-1331 FAX 0551-22-8154	韮崎市、北杜市
ほくとハッピーワーク	〒408-0115 (北杜市役所内) 北杜市須玉町大豆生田961-1	電話 0551-42-1332 FAX 0551-42-1125	
鵜沢公共職業安定所	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鵜沢1215	電話 0556-22-8689 FAX 0556-22-0253	南巨摩郡、西八代郡

◎ふるさとハローワーク

名称	郵便番号・所在地	電話番号／FAX
山梨市ふるさとハローワーク	〒405-0006 山梨市小原西843(山梨市役所内)	電話 0553-20-1358 FAX 0553-22-7634
身延町ふるさとハローワーク	〒409-2531 南巨摩郡身延町梅平2483-36(身延町役場身延支所内)	電話 0556-62-1065 FAX 0556-62-2401

〈表紙写真／中山 浩一氏 撮影地：甲府市〉